

認定実務家教員資格更新登録手続き

必要なポイント

資格の有効期間である5年間のうちに、表に定めるポイントを合計して20ポイント以上の取得が必要です。

ただし、資格保有者の所属大学において実施されているFD活動から取得できるポイント上限は5ポイントとします。

また、表の各項目（①教育に関する理論と技術の更新、②研究能力の更新、③実務能力の更新）から、それぞれ2ポイント以上取得してください。

手続き

所定のフォーマットに記入し、メールで提出してください。フォーマットはwebページよりダウンロードできます。（実務家教員実績書.xlsx／実務家教員実績書.pdf）

必要に応じて、参加の事実がわかる資料や要項の写しの提出を求めることがあります。

提出先メールアドレス：nherc@coep.jp

その他の事項

これらの更新要件は、「認定実務家教員資格 更新登録要件細則」において定めております。この細則に定めるもののほか、資格の更新要件に関し必要な事項はセンター長が定めます。

有効期間内にポイントの取得ができなかった場合、再び認定実務家教員資格を取得するには、改めて認定実務家教員試験を受験いただく必要があります。

表 認定実務家教員資格 更新登録要件

要件		ポイント
①教育に関する理論と技術の更新		
資格保有者の所属大学において実施されているFD活動※1	講師としての参加	5
	受講者としての参加	2
高等教育機関において外部に公開されているFD活動	講師としての参加	5
	受講者としての参加	2
学術関連機関等が運営する教育理論または技術に関するプログラム	講師としての参加	5
	受講者としての参加	2
②研究		
実務に関連する書籍 (ISBNがあるものに限る)	単著	8
	共著、分担執筆、編著、翻訳	6
実務に関連する研究誌、機関誌への研究論文の発表	査読付論文	8
	査読無論文	5
実務に関連する研究ノート、研究資料、実践報告、解説記事		3
実務に関連する学会発表		3
③実務能力の更新		
更新日前日までの3年以内に自身の実務領域の企業・団体等での勤務6ヵ月以上(自営業・フリーランス含む)		4
更新日前日までの3年以内に自身の実務領域の企業・団体等での勤務3ヵ月以上6ヵ月未満(自営業・フリーランス含む)		3
更新日前日までの3年以内に自身の実務領域の企業・団体等での勤務経験3ヵ月未満(自営業・フリーランス含む)		2
自らの実務に関する企業等の参与観察又は聞き取り調査を踏まえたレポートの提出		3
有識者として自治体、省庁等の関連委員会に参画		3
専門職大学等での実習指導担当(実習指導者)		4
実務に対する企業や団体からの表彰		4
実務に関連するコンクールやコンテスト等での審査委員として参画		3

※1 資格保有者の所属大学において実施されているFD活動から取得できるポイント上限は5ポイントとする。

- 2 資格を更新しようとする者は、①教育に関する理論と技術の更新、②研究能力の更新、③実務能力の更新の各項目から、それぞれ2ポイント以上取得しなければならない。

(参考)

認定実務家教員資格 更新登録要件細則

制定 2022年1月1日

改正 2023年4月14日

(趣旨)

第1条 この細則は、次世代高等教育研究センター認定実務家教員制度実施要項第20条に規定する、認定実務家教員資格の更新登録のための要件を定めるものとする。

(更新登録の要件)

第2条 認定実務家教員資格（以下、「資格」という。）保有者は、資格の更新のため、資格の有効期間である5年間のうちに、次に定める要件から20ポイント以上を取得しなければならない。

要件		ポイント
①教育に関する理論と技術の更新		
資格保有者の所属大学において実施されているFD活動※1	講師としての参加	5
	受講者としての参加	2
高等教育機関において外部に公開されているFD活動	講師としての参加	5
	受講者としての参加	2
学術関連機関等が運営する教育理論または技術に関するプログラム	講師としての参加	5
	受講者としての参加	2
②研究		
実務に関連する書籍 (ISBNがあるものに限る)	単著	8
	共著、分担執筆、編著、翻訳	6
実務に関連する研究誌、機関誌への研究論文の発表	査読付論文	8
	査読無論文	5
実務に関連する研究ノート、研究資料、実践報告、解説記事		3
実務に関連する学会発表		3
③実務能力の更新		
更新日前日までの3年以内に自身の実務領域の企業・団体等での勤務6ヵ月以上（自営業・フリーランス含む）		4
更新日前日までの3年以内に自身の実務領域の企業・団体等での勤務3ヵ月以上6ヵ月未満（自営業・フリーランス含む）		3

(参考)

更新日前日までの3年以内に自身の実務領域の企業・団体等での勤務経験3ヵ月未満（自営業・フリーランス含む）	2
自らの実務に関する企業等の参与観察又は聞き取り調査を踏まえたレポートの提出	3
有識者として自治体、省庁等の関連委員会に参画	3
専門職大学等での実習指導担当（実習指導者）	4
実務に対する企業や団体からの表彰	4
実務に関連するコンクールやコンテスト等での審査委員として参画	3

※1 資格保有者の所属大学において実施されているFD活動から取得できるポイント上限は5ポイントとする。

- 2 資格を更新しようとする者は、①教育に関する理論と技術の更新、②研究能力の更新、③実務能力の更新の各項目から、それぞれ2ポイント以上取得しなければならない。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、先端教育研究所運営会議の議を経て所長が行う。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、資格の更新要件に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この細則は、令和4年（2022年）1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5（2023）年4月14日から施行する。